

新型コロナウイルス感染症への対応 (主な雇用対策)について

1. 雇用情勢
2. 雇用維持への対応
3. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
4. ハローワーク等における対応

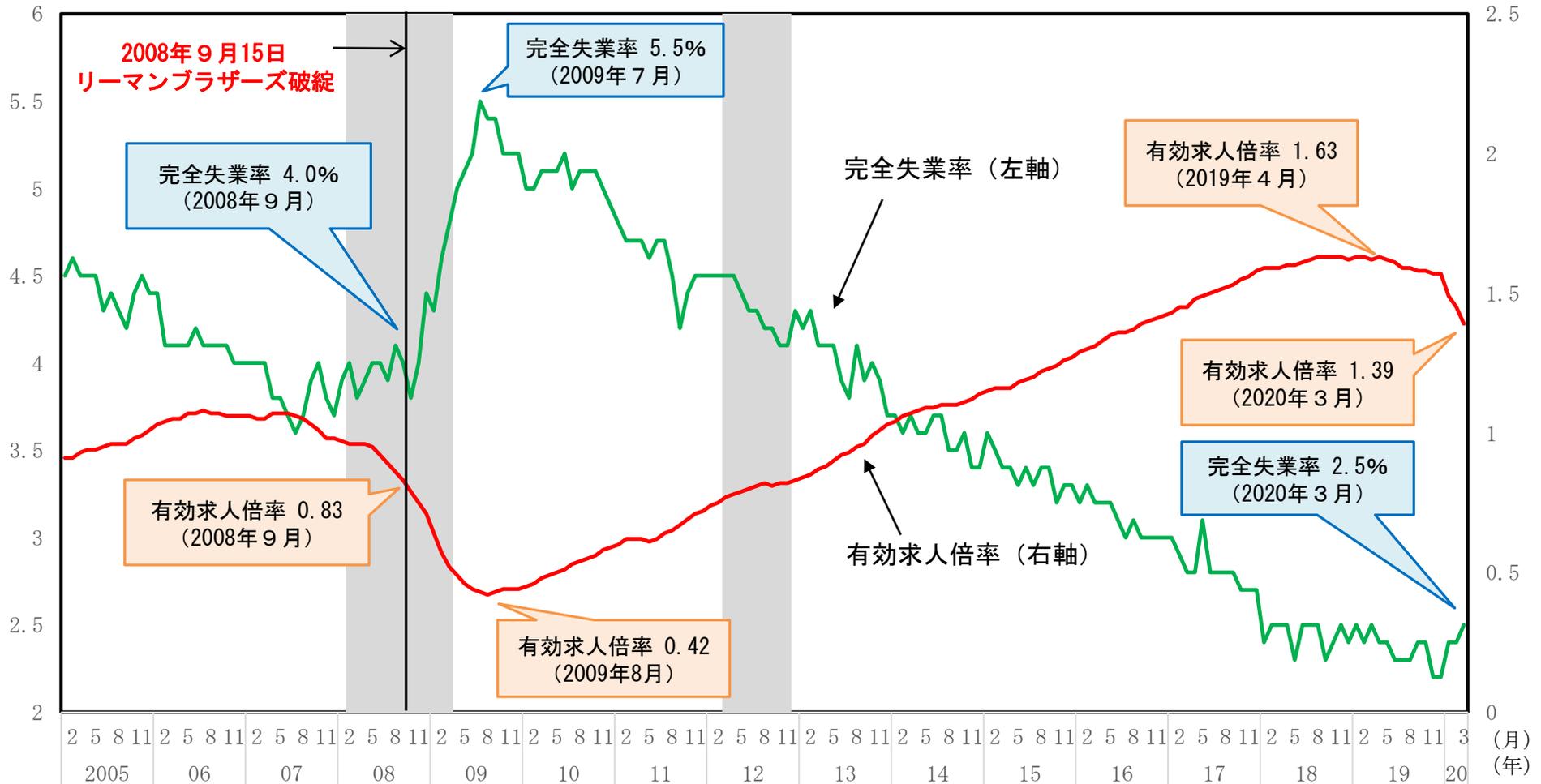
1. 雇用情勢

足下までの雇用情勢について

- 足下の雇用情勢は、求人が求職を大幅に上回って推移しているが、求人が減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある。
- なお、リーマン・ブラザーズの経営破綻（2008年9月15日）後には、完全失業率は10ヶ月で4.0%→5.5%にまで悪化し、有効求人倍率は11ヶ月で0.83倍→0.42倍に低下した。

(単位：%)

(単位：倍)



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注) 完全失業率及び有効求人倍率は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。

地域における雇用情勢

○ 有効求人倍率を都道府県別に見ると、全都道府県で1倍を上回っている。

都道府県別有効求人倍率（令和2年3月）※一般（パート含む）、就業地別、季節調整値。

（倍）

北海道	1.18	岐阜県	1.74	佐賀県	1.38
青森県	1.20	静岡県	1.34	長崎県	1.21
岩手県	1.31	愛知県	1.49	熊本県	1.50
宮城県	1.36	三重県	1.55	大分県	1.43
秋田県	1.44	滋賀県	1.38	宮崎県	1.42
山形県	1.39	京都府	1.49	鹿児島県	1.28
福島県	1.51	大阪府	1.35	沖縄県	1.18
茨城県	1.61	兵庫県	1.31		
栃木県	1.31	奈良県	1.59	全国	1.39
群馬県	1.61	和歌山県	1.31		
埼玉県	1.30	鳥取県	1.61		
千葉県	1.38	島根県	1.71		
東京都	1.35	岡山県	1.85		
神奈川県	1.26	広島県	1.57		
新潟県	1.37	山口県	1.56		
富山県	1.69	徳島県	1.41		
石川県	1.52	香川県	1.77		
福井県	1.90	愛媛県	1.57		
山梨県	1.36	高知県	1.18		
長野県	1.45	福岡県	1.25		

産業別新規求人数の動向について

- 令和2年3月の新規求人数を業種別にみると、製造業の減少幅が最も高くなっており、令和元年8月以降2桁を超えるマイナス幅が続いている。また、宿泊業、飲食サービス業が製造業に次ぐ減少となっており、特に、宿泊業においては大幅な減少となっている。
- サービス業（他に分類されないもの）については、製造業派遣の減少などにより、「職業紹介・労働者派遣業」を中心に減少が続いている。

●主要産業別の新規求人数（パート含む、前年同月対比）

	平成31年		令和元年								令和2年			(参考)令和2年3月の 新規求人数
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
合 計	-0.3	-2.5	-4.2	2.5	-5.9	-1.5	-4.0	-6.7	2.1	-16.0	-13.5	-12.1	834,554	
建設業	5.9	-2.2	-0.0	7.9	-2.6	0.4	2.5	-4.5	4.3	-12.4	-11.9	-6.4	72,434	
製造業	-4.6	-8.8	-12.5	-5.9	-15.9	-11.0	-15.6	-19.3	-11.6	-26.1	-24.7	-22.8	71,439	
情報通信業	-2.0	-3.3	-4.5	4.8	-6.1	1.6	-7.3	-4.2	-0.2	-18.8	-13.1	-9.0	21,581	
運輸業、郵便業	2.1	0.5	-5.2	1.7	-7.7	0.2	-8.0	-6.7	-1.2	-21.1	-13.2	-14.6	45,892	
卸売業、小売業	-4.2	-1.1	-6.1	0.5	-8.9	-3.2	-5.3	-9.9	-0.6	-22.5	-17.6	-15.0	113,643	
学術研究、専門・技術サービス業	-0.1	0.1	-1.9	-0.3	-5.3	2.0	-6.6	-7.9	3.9	-15.1	-17.7	-14.6	20,338	
宿泊業、飲食サービス業	1.1	3.2	-5.2	7.0	-1.3	-2.8	1.3	-0.7	-1.3	-20.6	-11.8	-19.9	67,882	
生活関連サービス業、娯楽業	-8.0	-10.3	-2.4	-2.8	-7.8	-1.0	-4.1	-3.3	-0.6	-16.1	-18.0	-16.6	29,823	
教育、学習支援業	-7.2	1.0	4.6	4.7	1.5	3.1	-0.3	3.7	7.7	-8.1	-7.3	1.4	18,070	
医療、福祉	4.8	1.6	1.6	8.1	-0.6	4.5	3.2	-1.8	6.8	-8.6	-7.0	-3.4	210,948	
サービス業(他に分類されないもの)	-2.9	-7.8	-9.3	-2.1	-8.3	-6.0	-8.6	-13.1	-2.7	-23.6	-21.0	-18.0	101,866	

●宿泊業、飲食サービス業の新規求人数（パート含む、前年同月対比）

	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	(参考)令和2年3月の 新規求人数
宿泊業、飲食サービス業	▲ 20.6	▲ 11.8	▲ 19.9	67,882
宿泊業	▲ 20.3	▲ 13.5	▲ 37.2	10,212
飲食店	▲ 21.0	▲ 11.4	▲ 15.8	54,535

●サービス業（他に分類されないもの）の新規求人数（パート含む、前年同月対比）

	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	(参考)令和2年3月の 新規求人数
サービス業(他に分類されないもの)	▲ 23.6	▲ 21.0	▲ 18.1	101,866
職業紹介・労働者派遣業	▲ 38.8	▲ 37.4	▲ 34.3	22,334
その他の事業サービス業	▲ 17.7	▲ 15.1	▲ 13.4	63,669

※令和2年1月以降は、求人票の記載項目の拡充により、求人の更新が差し控えられる等、前年比をマイナス方向に押し下げる影響が生じていることに留意が必要。

求職理由別にみた新規求職者の動向

○ 前職を事業主都合で離職された新規求職者をみると、2019年12月以降、前年比プラスが続いている。

		リーマンショック時の求職理由別新規求職者数の推移									
		原数値 (万人)					前年比 (%)				
		合計	在職者	離職者	うち事業主都合	無業者	合計	在職者	離職者	うち事業主都合	無業者
2008年 4月	69	10	51	16	8	1.1	9.4	▲ 0.5	▲ 1.2	1.7	
5月	54	10	37	10	7	▲ 5.4	2.5	▲ 7.5	▲ 3.7	▲ 4.0	
6月	50	10	34	9	6	1.3	6.4	▲ 0.3	4.6	2.1	
7月	51	10	35	10	5	3.9	10.1	2.0	8.2	5.1	
8月	45	10	31	8	5	▲ 5.4	▲ 1.3	▲ 6.8	2.7	▲ 4.0	
9月	54	11	37	9	6	11.9	15.6	11.2	22.7	10.1	
10月	57	11	40	11	6	5.0	9.6	3.9	15.6	4.0	
11月	44	9	31	9	5	3.4	8.6	2.8	22.3	▲ 2.3	
12月	46	10	32	12	4	38.4	47.4	37.6	84.3	26.1	
2009年 1月	71	14	50	21	7	33.7	22.4	40.8	129.2	12.7	
2月	68	15	45	19	8	31.1	20.4	39.3	144.4	11.8	
3月	75	16	50	22	9	37.5	22.2	47.9	155.9	17.2	
4月	89	12	69	32	9	29.8	12.9	35.8	105.4	13.8	
5月	62	10	45	19	7	15.4	0.7	21.3	88.8	3.6	
6月	66	12	46	18	7	30.0	16.5	35.3	102.1	22.9	
7月	62	11	45	18	6	23.4	7.5	28.7	88.9	19.2	
8月	56	10	39	15	6	22.8	9.0	26.2	76.6	27.9	
9月	61	11	42	15	7	13.0	4.0	15.0	59.5	16.5	
10月	65	11	46	18	7	13.4	3.9	15.9	60.8	13.3	
11月	53	10	37	14	6	18.9	6.2	21.7	51.6	24.7	
12月	47	9	33	13	5	1.2	▲ 13.4	3.6	8.9	18.0	
2010年 1月	67	13	45	17	8	▲ 6.0	▲ 6.2	▲ 9.5	▲ 18.7	21.2	
2月	63	14	39	14	9	▲ 7.9	▲ 6.7	▲ 12.7	▲ 27.8	18.3	
3月	75	17	47	17	12	0.6	5.3	▲ 6.4	▲ 22.7	31.6	

		足下の求職理由別新規求職者数の推移									
		原数値 (万人)					前年比 (%)				
		合計	在職者	離職者	うち事業主都合	無業者	合計	在職者	離職者	うち事業主都合	無業者
2018年 4月	54	10	38	12	5	▲ 2.0	▲ 2.2	▲ 0.9	1.3	▲ 8.9	
5月	44	11	28	7	5	▲ 1.4	0.2	▲ 1.1	0.1	▲ 6.6	
6月	38	11	23	6	4	▲ 9.3	▲ 8.5	▲ 8.2	▲ 9.7	▲ 16.8	
7月	37	10	23	6	4	▲ 2.5	▲ 4.0	▲ 0.8	▲ 4.4	▲ 8.3	
8月	38	11	23	5	4	▲ 4.8	▲ 5.9	▲ 3.4	▲ 7.6	▲ 9.3	
9月	35	10	22	5	4	▲ 14.9	▲ 17.4	▲ 12.3	▲ 14.4	▲ 21.9	
10月	42	11	27	6	4	3.0	1.6	4.4	▲ 1.1	▲ 1.3	
11月	35	10	21	5	4	▲ 2.3	▲ 3.5	▲ 0.6	▲ 2.9	▲ 8.1	
12月	28	9	17	4	3	▲ 6.9	▲ 9.8	▲ 4.3	▲ 5.1	▲ 12.9	
2019年 1月	42	13	25	6	4	▲ 1.2	▲ 6.2	2.3	1.8	▲ 5.6	
2月	41	15	22	5	4	▲ 3.5	▲ 6.4	▲ 0.9	▲ 4.0	▲ 6.7	
3月	41	13	23	5	5	▲ 7.7	▲ 10.7	▲ 5.2	▲ 7.0	▲ 11.1	
4月	51	10	37	12	5	▲ 4.0	▲ 7.6	▲ 1.7	▲ 6.0	▲ 13.1	
5月	41	10	27	7	4	▲ 6.4	▲ 12.2	▲ 3.1	▲ 6.1	▲ 12.3	
6月	37	10	23	5	4	▲ 2.2	▲ 5.6	0.0	▲ 1.0	▲ 5.9	
7月	39	11	25	6	4	6.5	5.3	7.4	9.0	3.7	
8月	35	10	22	5	4	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 7.2	▲ 6.7	▲ 13.3	
9月	38	10	24	5	4	7.3	4.0	9.0	9.9	5.8	
10月	39	10	25	6	4	▲ 7.6	▲ 9.4	▲ 6.0	▲ 1.1	▲ 12.6	
11月	33	9	20	5	3	▲ 5.2	▲ 7.4	▲ 3.5	▲ 0.1	▲ 9.3	
12月	29	9	18	5	3	5.2	5.0	5.5	7.7	4.0	
2020年 1月	42	13	26	6	4	▲ 0.1	▲ 3.2	2.6	1.0	▲ 7.0	
2月	38	13	22	5	3	▲ 6.2	▲ 7.4	▲ 3.3	0.3	▲ 17.5	
3月	40	13	24	6	4	▲ 2.9	▲ 3.0	0.9	7.3	▲ 20.9	

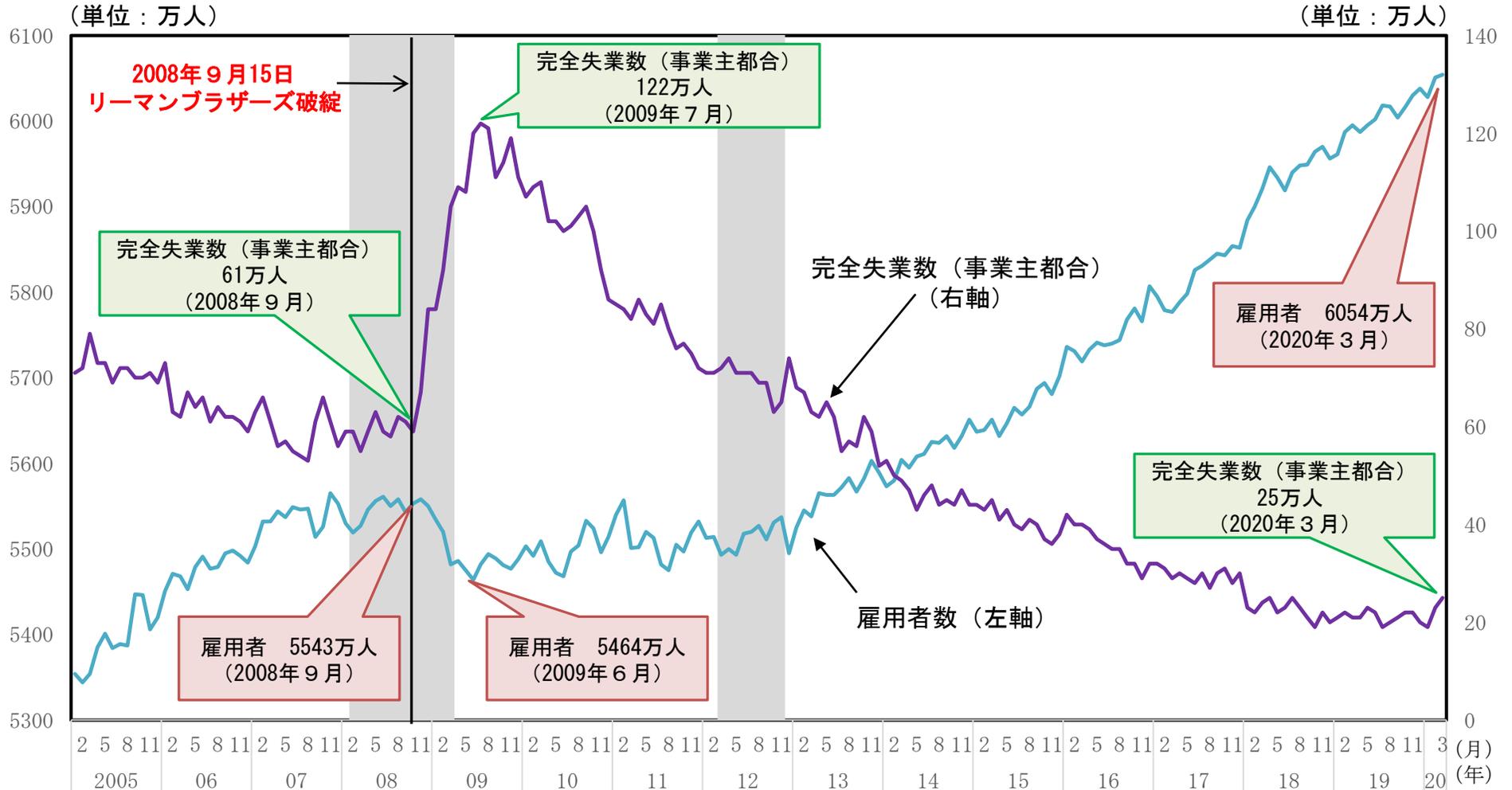
資料出所 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。

注：パートタイムを含む常用に係る数値。「常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

「離職者」とは、離職後1年以内の者をいう。「無業者」には、離職後1年を超える者を含む。

雇用者や完全失業者（事業主都合による離職）の動向

- 完全失業者（事業主都合による離職）は、これまで低下傾向にあったが、足下では2ヵ月連続で増加。他方、雇用者数は、増加傾向にある。
- なお、リーマン・ブラザーズの経営破綻（2008年9月15日）後、完全失業数（事業主都合による離職）は10ヶ月で61万人増加し、雇用者数は9ヶ月で79万人減少した。

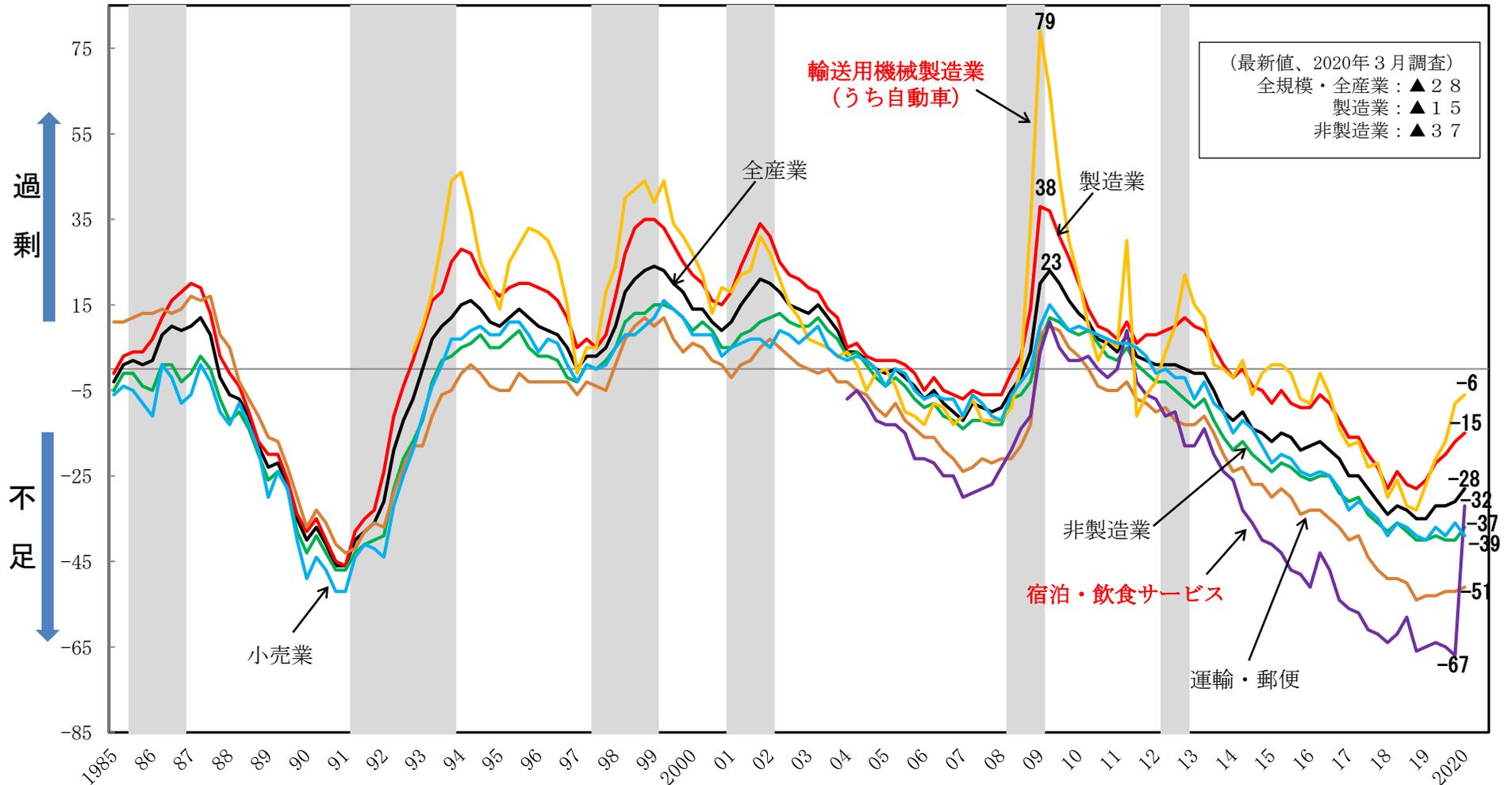


(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注) 雇用者数及び完全失業者（事業主都合）は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。

企業における雇用人員判断の動向について（日銀短観）

- 2019年に入って、製造業における人手不足感が弱まっている状況にあるが、製造業・非製造業ともに、人手不足感が高い水準となっている。ただし、宿泊・飲食サービスは、急激に人手不足感が弱まっている。
- なお、リーマン・ブラザーズの経営破綻（2008年9月15日）後、企業における人手不足感（雇用人員判断 D. I.）については、非製造業も雇用過剰感が高まったが、製造業は急激に高まった。

（「過剰」－「不足」、%ポイント）



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

（注）1）回答企業の人手状況を「過剰」と回答した企業から「不足」と回答した企業の割合を差し引いてD. I.を算出。

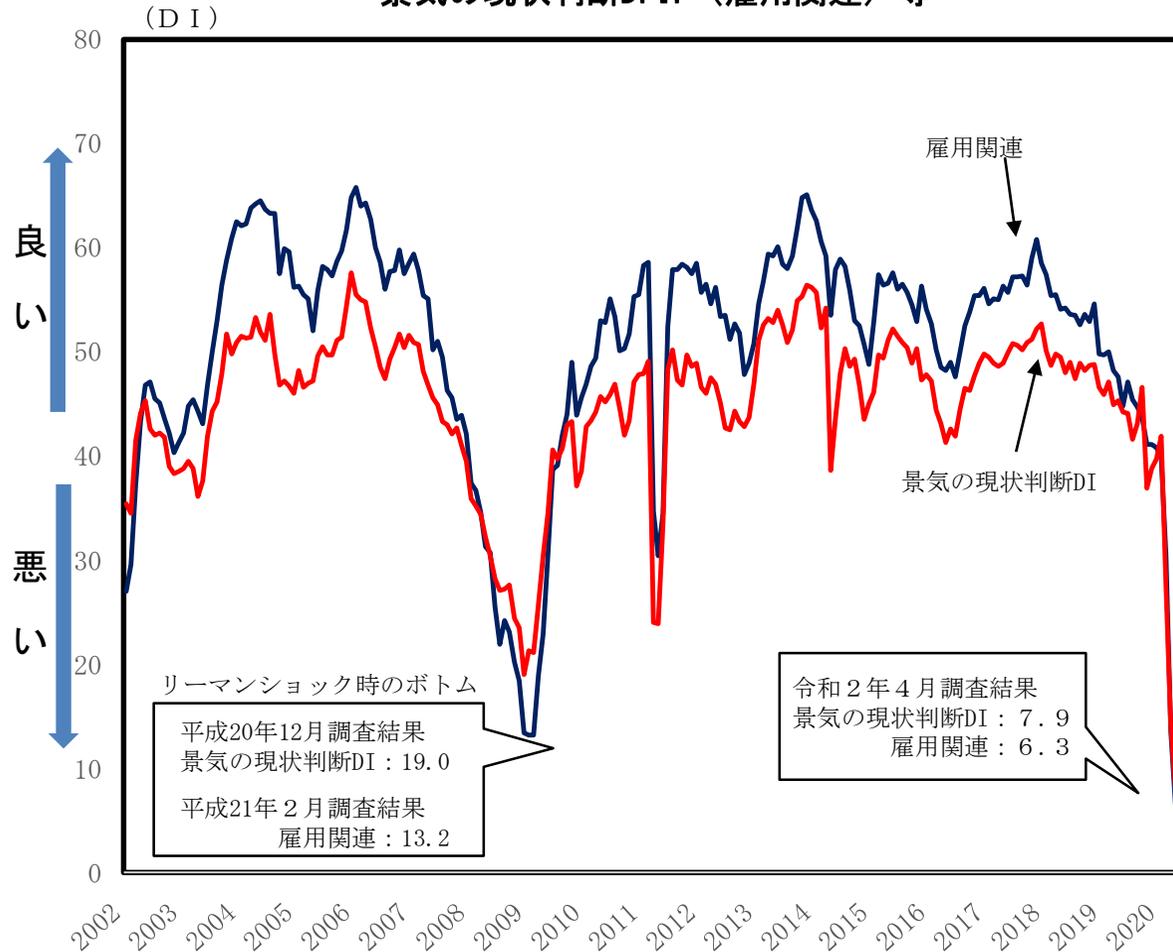
2）グラフのシャドー部分は景気後退期。

（四半期調査）

景気ウォッチャー調査における景気の状態判断について

○ 令和2年4月の景気の状態判断D.I.（雇用関連）は、6.3となり、前月と比較して、7.3ポイント低下している。

景気の状態判断D.I.（雇用関連）等



雇用関連に対する判断理由の概要(4月調査)

- ◆ 5～6月末での派遣終了が増加している。新規の派遣依頼は、キャンセルも含め見直しも出ている（九州、人材派遣会社）。
- ◆ 飲食店、特に中心市街地の店舗の客入りが悪い。ビルごと休業するケースも多く、飲食店関連の求人情数は前年から4割の減少となっている（北海道、求人情報誌製作会社）。
- ◆ 医療・福祉関係を除き、ほぼ全ての産業で新規求人数が減少している。また、雇用調整助成金の問合せが、内容の確認から申請に変わってきた（東海、職業安定所）。
- ◆ 生産調整に入った機械製造メーカーが一時帰休を打ち出したことで、この先の失業につながらないかと危惧している（北陸、民間職業紹介機関）。

資料出所 内閣府「景気ウォッチャー調査」により作成

(注) 1) 景気の状態等に対する5段階の判断に、1（良い）～0（悪い）の点数を与え、これらを各回答区分の構成比（%）に乗じて、D Iを算出している。

2. 雇用維持への対応

雇用調整助成金の特例措置の拡大等①

- 日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主に対し、休業等の初日が1月24日から7月23日までの場合支給要件の緩和(2月14日)
 - ※ 休業等計画届の事後提出を可
 - ※ 生産指標要件の緩和(3か月10%以上低下から1か月10%以上低下へ緩和)等
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)に拡大(2月28日)
- 雇用調整助成金の特例措置の拡大(3月10日)
 - ※ 雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象等
 - ・ 地方自治体の長が活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地方公共団体のみを対象とした特例措置等
- 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンターを設置(3月27日)
- 社会保険労務士を活用したきめ細かな相談体制を構築(4月1日)
- 雇用調整助成金の特例措置の拡大及び申請書類の大幅な簡素化(4月10日)
 - ・ 緊急対応期間(4月1日～6月30日)の助成率・教育訓練費加算の引上げ等を実施
 - ※ 助成率の引上げ(2/3(中小)、1/2(大企業)→4/5(中小)、2/3(大企業))
 - ※ 解雇等しなかった場合、更に助成率の上乗せ(4/5(中小)、2/3(大企業)→9/10(中小)、3/4(大企業))
 - ※ 教育訓練の加算額の引上げ(2,400円(中小)、1,800円(大企業))
 - ・ 記載事項の半減・簡略化、添付書類の削減等を実施

雇用調整助成金の特例措置の拡大等②

- 雇用調整助成金の特例措置の拡大(5月1日)
 - ・ 中小企業の助成率の引上げ、生産指標要件の緩和を実施
 - ※ 4月8日から6月30日までの休業等について、
 - ① 都道府県知事からの休業要請を受ける等の要件を満たす場合は、休業手当全体について10/10助成
 - ② 一定の要件を満たした場合、事業主が支払った休業手当等のうち、6割を超えた部分について10/10助成
 - ※ 生産指標の比較対象となる月の要件について、前年同月とは適切な比較ができない場合は、前々年度同月との比較や、前年同月から12か月のうち適切な1か月との比較が可能に
- 雇用調整助成金の更なる手続きの簡素化(5月19日)
 - ・ 小規模事業主については1月24日以降の休業における助成額の算定方法簡略化を実施
 - ・ 休業等計画届の提出不要

雇用調整助成金の特例措置の実績

(5月25日時点)

	計画届 提出件数	申請書 提出件数	支給決定 件数	支給決定額
計	116,798件	45,389件	23,563件	9,105,819,870円

※ 5月22日時点
※ 計画届は事後提出可

※ 5月22日時点

注) 緊急雇用安定助成金含む

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

■ 雇用調整助成金：経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

<p>特例以外の場合の雇用調整助成金</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症特例措置】</p> <p>緊急対応期間（4月1日から6月30日まで）</p> <p>※ 感染拡大防止のため、この期間中は全国で特例措置を実施</p>
<p>経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】</p>
<p>生産指標要件：3か月10%以上低下</p>	<p>生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下</p>
<p>被保険者が対象</p>	<p>雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象</p>
<p>助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)</p>	<p>助成率：4/5(中小) 2/3(大企業)</p> <p>※ 解雇等を行わない場合：9/10(中小) 3/4(大企業)</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【中小企業特例】（4月8日から6月30日まで）</p> <p>◎ 休業要請を受けて休業する等の一定要件を満たす場合、10/10 ※要請を受けている期間に限る</p> <p>◎ 休業手当支払率が60%超の場合、超える部分は10/10</p> </div>
<p>計画届は事前提出</p>	<p>計画届の事後提出可（1月24日～6月30日まで）</p>
<p>1年のクーリング期間が必要</p>	<p>クーリング期間 撤廃</p>
<p>6か月以上の被保険者期間が必要</p>	<p>被保険者期間要件 撤廃</p>
<p>支給限度日数 1年100日、3年150日</p>	<p>同左 + 上記対象期間（別枠扱い）</p>
<p>短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)</p>	<p>短時間休業要件 緩和（一斉でなくても可） 休業規模要件 緩和：1/40(中小) 1/30(大企業)</p>
<p>残業相殺</p>	<p>残業相殺 停止</p>
<p>教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円</p>	<p>助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合 9/10(中小) 3/4(大企業) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)</p>

雇用維持等に対する配慮について経済団体等へ要請

- 新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対し配慮頂くよう厚生労働大臣から要請(3月5日、6日)
- 就職・採用活動及び内定者への配慮について内閣官房・文科省・厚労省・経産省の担当局長等から要請(3月13日)
- 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々、並びに新卒の内定者や外国人労働者等の雇用維持等について厚生労働省の担当局長等から要請(3月27日)
- 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用維持等に対する配慮及び感染拡大防止に向けた取組について厚生労働大臣から要請(4月10日)
- 新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対し配慮頂くよう厚生労働大臣及び各業所管大臣から関係事業者団体に対し要請(4月13日、14日)

派遣労働者の雇用維持・確保

- 派遣事業者団体(派遣元)、経済団体(派遣先)の両者に対し、派遣労働者の雇用維持に係る要請を実施(2月21日、4月8日等)。

- ・ 派遣先：安易な派遣契約の中途解除・不更新を控えること、派遣契約の中途解除に伴う休業手当相当分の賠償義務等の実施
- ・ 派遣元：派遣先と協力して新たな就業機会を確保すること、雇用調整助成金を活用して雇用の維持を図ること等

- 上記の要請とあわせ、派遣労働者のテレワークの積極的な活用の推進を要請。
- 都道府県労働局において、派遣契約の中途解除や不更新に係る事案等を把握し、雇用の安定のための必要な指導等を行うとともに、雇用調整助成金の活用による雇用の維持を周知・促進(4月6日、5月12日)。

3. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

ハローワークにおける外国人労働者・事業主向けの相談支援体制等の強化

外国人を雇用する事業主に対する各種助成金の活用等による雇用維持のための相談支援、離職を余儀なくされた外国人求職者に対する早期再就職に向けた相談支援について専門相談員の配置を通じ体制を強化する。更に、ハローワークの相談窓口における通訳員の増員、音声翻訳機器の活用、多言語・「やさしい日本語」によるリーフレット配付等を通じ、多言語での相談支援体制・情報発信を強化する。

1. 事業主向け支援

- 外国人雇用状況届出に基づき、事業主に対して、外国人材の適正な雇用管理改善のための指導・援助等を実施。
⇒ **就職支援コーディネーターを増員**し、外国人を雇用する事業所に対して、各種助成金の活用等による雇用維持のための相談支援等を積極的に実施。

2. 外国人向け支援

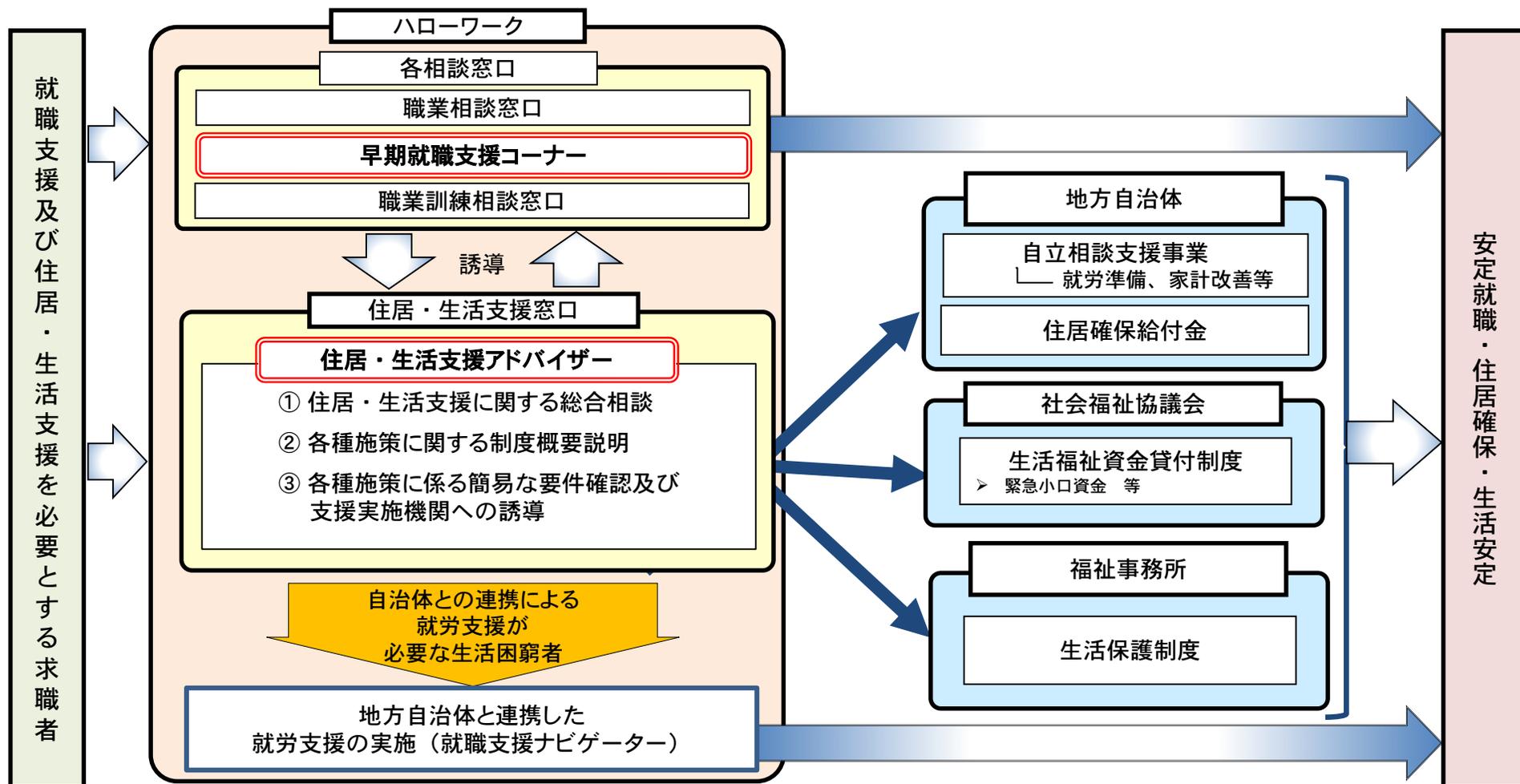
- 専門相談員による職業相談や、外国人求職者の希望や経験等を踏まえた求人情報の提供等、個々の求職者の状況に応じ、きめ細かに対応。
⇒ **職業相談員を増員**し、離職を余儀なくされた外国人求職者の早期再就職に向けた相談支援等を実施

3. 多言語相談支援・情報発信

- ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するほか、14か国語に対応した電話通訳サービスや多言語音声翻訳機器の活用により、多言語に対応した相談支援体制を確保。 ⇒ **通訳員の増員や多言語音声翻訳機器の追加配付**により、多言語相談支援体制を強化。
- 事業主・労働者向けに各種支援等を記載したリーフレットを多言語（14言語）や「やさしい日本語」に翻訳。HP掲載やSNSによる情報発信等を通じた周知・広報を実施。 ⇒ **引き続き事業主や労働者と接するあらゆる機会を通じて、多言語による積極的な情報発信を実施。**

住居・生活支援、就職支援を必要とする求職者に対する ハローワークの総合相談機能の整備

新型コロナウイルス感染症による影響に伴う事業活動の縮小等により、雇止め等による非正規雇用労働者等の増加が懸念されていることから、こうした非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するとともに、住居・生活支援が必要と思われる者が適切な支援施策に円滑にアクセスできるようハローワークの相談支援体制を強化する。



雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練の拡充 (対象者数の拡充等)

雇用保険を受給できない求職者に対して、①訓練を受講する機会の確保、②一定の場合に訓練期間中における給付金の支給、③ハローワークが中心となったきめ細かな就職支援を行うことにより、早期の就職を支援するもの。

今後、経済情勢の悪化に伴い、特定求職者の増加を見込み、雇用のセーフティネットとして役割を整備するため、対象人員等の拡充を行う。

1 対象者

雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者

- 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
- 雇用保険の適用がなかった者
- 学卒未就職者、自営廃業者等

2 訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定（2ヶ月から6ヶ月の訓練）。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味（実践コースのみ）した奨励金を支給（実績に応じて5～7万円/人月）。

3 給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金（月10万円+交通費及び寄宿する際の費用（ともに所定の額））を支給。
- 不正受給について、不正受給額（3倍額まで）の納付・返還のペナルティあり。

4 訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前から修了後に至るまで、ハローワークが中心となった訓練実施機関と緊密な連携を図った支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援（必要に応じ担当者制での支援）。

(参考)「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)(抄)

第2章 取り組む施策 II. 雇用の維持と事業の継続

1. 雇用の維持

国民生活にとって最も重要な雇用の維持に、引き続き全力を挙げて取り組む。このため、雇用調整助成金について、緊急対応期間(令和2年4月1日から6月30日まで)において、助成率を、中小企業は5分の4、大企業は3分の2に引き上げ、さらに解雇等を行わない場合には、中小企業は10分の9、大企業は4分の3とするとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とするなどの拡充を行う。あわせて、制度を利用する事業者の利便のため、残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続の簡素化を行う。

内定が取り消された学生等の早期就職支援のため、新卒応援ハローワークに新卒者等を対象とした特別相談窓口を設置するとともに、非正規雇用労働者や外国人労働者等向けにハローワークにおける相談支援体制を強化する。

- ・雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大(厚生労働省)
- ・新卒応援ハローワークにおける内定取消者に対する特別相談窓口の設置(厚生労働省)
- ・ハローワークにおける外国人労働者、事業主、非正規雇用労働者、就職支援又は住居・生活支援を必要とする求職者等に対する相談支援体制等の強化(厚生労働省)
- ・雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練の拡充(対象者数の拡充等)(厚生労働省)

4. ハローワーク等における対応

ハローワーク等における対応(1)

<日々業務における職員・来所者の感染防止対策の徹底>

- 職員の咳エチケット・手洗い・消毒の励行及び体調不良者の休暇取得の徹底
- 来所者の咳エチケット・手洗い・消毒の励行及び体調不良者の外出自粛の周知徹底
- 相談窓口にビニールシート等を置き、飛沫感染防止を徹底
- 相談窓口・待合席を一つ置きとする、相談の予約制、自家用車での来所者の車での順番待ちなど対人距離の確保徹底

<来所を不要とするサービスの展開>

- 求職者がインターネットでハローワークと同じ求人情報を検索可能(1月)
- 求職者が電話等により職業紹介・職業相談を受けることが可能(4月)
- 求人者が求人申込みをインターネット・郵送受付可能(インターネットは1月)
- 事業者の各種雇用保険手続を電子申請・郵送受付可能(本年4月から大企業で電子申請義務化)
- 事業者の各種助成金の郵送受付可能

<イベント等の中止・延期>

- 以下について、感染拡大防止のため、各労働局に指示(5月末まで)
 - ・ 合同就職面接会・企業説明会、雇用保険受給者説明会、各種セミナーの中止・延期
- ⇒ 上記イベント等は、個別サービスにより提供(例:面接会参加予定者を個別に企業に紹介)
- ・ 上記イベント等における咳エチケット・手洗い・消毒の励行及び体調不良者の参加自粛の周知徹底

ハローワーク等における対応(2)

<医療等人手不足分野における人材確保等のための取組の強化>

- 医療現場に従事する人材の確保が急務となっていることから、地域の医療機関等から受理した求人について、有資格者に対して求人情報等を提供し応募勧奨する等、積極的にマッチングを行うよう、各労働局に指示(5月8日)。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により離職した求職者や、再就職状況等、当該離職者を対象とした求人状況の把握を各労働局に指示。また、医療人材の確保や、その他新型コロナウイルス感染症拡大防止のため需要の急増が見込まれる求人の充足対策等を行う旨を指示(5月15日)。

<外国人労働者に係る相談支援体制等の強化>

- 外国人労働者や外国人を雇用する事業主向けに各種支援策や法令に関する情報をまとめたリーフレットを14言語及び「やさしい日本語」により作成し、厚生労働省HPやSNS等で発信(3月13日以降順次)

<感染に伴い休業した労働者の代替要員の確保>

- 新型コロナウイルス感染症の感染に伴い休業した労働者の代替要員の確保を支援するため、代替要員求人について、求人者のニーズも聞きつつ、安定所の庁舎内に掲示するなど、積極的な周知を行うことにより求人充足に努めるよう、各労働局に指示(3月6日)
- 民間の職業紹介事業者を活用するに当たって、職業紹介事業者の取扱職種等の事業者を選択する際に参考となる情報を人材サービス総合サイトにおいて確認することができる旨、経済団体に対して周知するとともに、職業紹介事業者等の業界団体に対して事業者からの相談等に対する適切な対応等を要請(3月9日)。

ハローワーク等における対応(3)

<雇用保険における失業認定日の取扱い>

- 認定日の変更については、事前事後問わず、新型コロナウイルス感染症を懸念する等の理由により次回の認定日の前日までの間において認定日の変更を申し出た場合には、客観的な資料がなくとも認定日の変更が可能とする旨通知。(2月21日)
- 令和2年3月31日までの認定日を令和2年4月9日以後の別の日(次の認定日の前日までに限る)に変更すること(ただし、本人が当初予定していた認定日での認定を希望した場合はこの限りではない。)を指示(3月9日)。
- 本人の希望に応じて、郵送での証明認定を可能とする旨通知(3月9日)。
- 特に「ハローワークの側から日時を指定して受給資格者を来所させる」ことを回避する観点から、緊急事態宣言が発令された都道府県において、郵送による証明認定を受給資格者に強く勧奨するよう指示(4月7日)
- 令和2年5月末までの間、緊急事態宣言の有無にかかわらず、郵送での証明認定を原則とする旨通知(4月27日)

<雇用保険における給付等の取扱い>

- 子が感染した等(保育所等の利用が一時休止した場合等を含む)により職場復帰ができない場合は、育児休業給付の延長を可能とする旨通知(2月21日)
- 保育所等が臨時休園又は登園を控えるよう要請がなされている場合、保育が実施されない場合に該当するものとし、育児休業給付の延長を可能とする旨通知(3月26日)
- 本人の職場で感染者が発生したこと等を理由に感染拡大防止等の観点から自己都合退職した場合等を正当な理由のある自己都合退職者に含める旨通知(5月1日)
- 感染拡大防止の観点からハローワークへの来所を控える等の事情により受給期間の延長を可能とする旨通知(5月1日)

ハローワーク等における対応(4)

<訓練校休校等に伴う基本手当、職業訓練受講給付金等に関する弾力的取扱い>

- 公共職業能力開発施設等が休校等を実施することにより、
 - ・ 公共職業訓練等の受講指示の変更を行い、受講期間を延長する場合は、延長された期間の基本手当、技能習得手当及び寄宿手当を支給することとし、また、休校等の期間中の基本手当等を支給可能とする取扱いについて各労働局に明示(3月2日)
 - ・ 訓練期間が延長される場合には、当該支給単位期間にかかる職業訓練受講給付金は、支給要件を満たせば支給されること等について明示。(3月2日)
- 職業訓練受講給付金の支給申請に際して、
 - ・ 特定求職者本人が新型コロナウイルスに感染した又は感染した疑いがある
 - ・ 新型コロナウイルスの影響により特定求職者の子が通う小学校等が休校等となり、子の世話をする必要があるのであること等を理由に求職者支援訓練等を欠席した場合の弾力的取扱いを指示(3月4日、10日)
- 受講あっせんについて、電話や郵送などによる来所を求めない方式により実施すること(ただし、本人が来所による手続きを希望する場合は、この限りではない)を指示(4月13日)

<職業訓練受講給付金の指定来所日の取扱い>

- 特定求職者から指定来所日の変更の申し出があった場合には、指定来所日を変更することについて、各労働局に明示(3月2日)
- 令和2年3月31日までの指定来所日を令和2年4月10日以後の別の日に変更することを指示(3月10日)、当該取扱いを令和2年5月31日まで段階的に延長(3月26日、4月24日)
- 本人の希望に応じて、職業訓練受講給付金の支給申請時に提出する書類等について、郵送での提出を可能とする旨通知(3月10日)、当該書類等を令和2年5月末日までの間、原則郵送での提出を通知(4月24日)

ハローワーク等における対応(5)

届出等の義務履行の期限延長に係る対応 【いずれも5月末公布・施行予定】

概要	現行の期限	改正後
派遣元責任者の選任要件 【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法理津施行規則】	派遣元責任者講習を修了後、3年以内の者であることが必要	令和2年4月1日から令和2年6月30日までの期間に要件を満たさなくなる者について、3ヶ月間有効期間を延長
職業紹介責任者の選任要件 【職業安定法施行規則】	職業紹介責任者講習を修了後、5年以内の者であることが必要	
高年齢者雇用状況報告 【高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則】	毎年6月1日時点での高年齢者の雇用状況を翌月15日まで	令和2年8月31日まで期限延長
シルバー人材センターの事業報告書及び収支決算書の提出 【高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則】	毎事業年度終了後3月以内	
建設業務有料職業紹介事業、建設業務労働者就業機会確保事業に係る ①許可証の返納 ②変更、廃止届出 【建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則】	①事実のあった日の翌日から起算して10日以内 ②変更翌日から30日以内、廃止した日から10日以内	
港湾労働者の雇入れ状況等の報告 【港湾労働法施行規則】	毎月雇入れ状況等を翌月の15日まで	令和2年8月15日まで期限延長